特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南種子町は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南種子町長

公表日

令和2年4月30日

[平成31年1月 様式2]

関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障害者福祉関係事務					
②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 「障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 「所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 「算害手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 「適障害児童通所関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑥対域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務					
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉 共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
手帳情報ファイル、受給者情報	iファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項,11項,12項,34項,47項,84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8,11,12,25,38,60条 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条 条例制定(番号法第9条第2項)					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 8,10,11,14,16,20,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,116 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 7,9,10,11,12,14,19,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43の4,44,55,59の2 (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 9,10,10の2,12,14,27,55,55の2,55の3					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健福祉課 福祉年金係					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	南種子町保健福祉課福祉年金係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	南種子町保健福祉課福祉年金係 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいけつ時点の計数か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和2	年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2	年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		直点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 目評価書において、リス	び全項目評価書	
れている。							
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	-ムを通じ	た入手を除く			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			and the second	〇]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提供を	:除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	3 5	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	5 5	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		く選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	_	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去				2 322 LT D4 5		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されている。	_	
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	 監査	
9. 従業者に対する教育・점	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項,11項,12項,14項,34項,47項,84項 条例制定(番号法第9条第2項)	番号法第9条第1項 別表第一 8項.11項.12 項,14項,34項,47項,84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第8,11,12,25,38,60条 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97 条 条例制定(番号法第9条第2項)	事後	
平成31年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16,56の 2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 810,11,14,16,20,26,27,28,31,53,54,55,56の 2.57,79,85の2.87,106,108,116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 7,9,10,11,12,14,19,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43 の4,44,55,59の2 (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 9,10,10の2,12,14,27,55,55の 2,55の3	事後	
平成31年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新設	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	